

最賃改正

厚生労働省の中央最低賃金審査会は、7月26日、勤労者の生活を下支えする地域別最低賃金について全国加重平均で六円引き上げる目安額を決めました。

引き上げ幅は、昨年が15円でしたから半分以下のレベルです。北海道や東京、神奈川県などは最低賃金が生活保護基準を下回っていることから比較的大幅な引き上げとなっていますが、大半の地域は1円という最低限の引き上げに止まっています。

この最低賃金は、正社員から非正規雇用の人々まで、原則として全ての労働者が適用対象となりますので、労働者にとっては賃金水準を確保するための、まさに「安全網」の役割を果たしています。

しかし、依然として最低賃金水準が生活保護の水準にも達していないという逆転現象が生じており、労働側からは、常に、安心して生活できる最低レベルの賃金を保証すべきだとの主張がなされているところです。

国税庁の調べでは、年収200万円以下の給与所得者が約1400万人もあり、労働者全体の4分の1を占めています。ワーキングプアという言葉は初めて耳にしたとき、日本という社会の貧しさに暗澹としたものですが、今では、世の中全体が、その言葉にいささか鈍感になっているのではないかと気がかりです。

最低賃金が国民生活を守る上で大きな役割を果たしていることからすれば、生活保護水準より低いというのは、やはり大きな問題だと思います

一方、賃金を支払う立場の経営側は、特に今年の場合、大震災や電力不足、円高などで企業の支払い能力は乏しいとして、賃上げの見送りを求めてきました。

賃金の引き上げは経営に直結しますので、不景気な中、経営者のご苦労も大変だというのは、私も、社会福祉法人の経営に携わっていて良く分かります。

ただ、労働者の賃金水準を低く抑えたままでは、年金や医療など将来の国民

生活を支えるための仕組みを維持していくこともままならなくなります。また、賃金が上がらなければ士気も向上しないでしょうし、景気も良くなれないと思います。

政府は、新成長戦略の中で、最低賃金について、2020年までのできるだけ早い時期に全国最低800円を確保し、景気回復に配慮しつつ全国平均1000円を目指すとしています。

この金額は、経営者の立場からすると、大変に厳しい水準です。しかし、労働者の賃金水準が低いままで良いはずはありませんから、社会全体として目指すべき一つの方向だろうと思います。

こうした高い賃金水準を確保するためには、生産性向上への飽くなき努力が求められますし、新技術・新製品の開発などにも力を入れる必要があるでしょう。

また、政府においても、企業側に努力を求めるだけでなく、日本をしっかりと成長路線に乗せるための積極的な産業政策を展開すべきです。

石川啄木ではありませんが、働けど働けど我が暮らし楽にならぬからといって、ただじっと手を見ているだけでは、日本の展望を開くことはできません。

(塾頭 吉田 洋一)